

## 第6節 広報計画

県・市・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ県民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

### 1 実施担当班（課）

#### (1) 気象情報等の収集及び提供、災害情報発信の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部 設 置 前	防災管財課	防災安全係	<p>① 地震情報、津波情報及び気象情報等の収集及び提供に関すること。</p> <p>② 雨量・風速等のデータ収集及び提供に関すること。</p> <p>③ 防災行政無線、有線放送設備等及び広報車による情報伝達に関すること。</p> <p>④ 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。</p>
災害対策本部 設 置 後	総務班	—	

#### (2) 報道要請等の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部 設 置 前	総務課	広報広聴係	報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。
災害対策本部 設 置 後	総務班	—	

### 2 実施方法

#### (1) 広報すべき情報の整理及び検討

実施担当班（課）長は、災害及び防災対策に係る情報等を整理し、広報手段別の広報内容を検討の上、広報する。

#### (2) 災害発生時や災害発生が予想される時の広報活動の基準

##### ア 災害発生直前

避難情報（準備・勧告・指示）の発表・発令

##### イ 災害発生直後

(ア) 災害発生情報（規模等）

(イ) 避難情報及び二次災害防止情報

#### ウ 災害応急対策初動期

- (ア) 人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況
- (イ) ライフラインの被害状況と使用に関する注意
- (ウ) 交通規制情報
- (エ) 避難所に関する情報（避難者数等）
- (オ) 市民等の安否情報
- (カ) 水や食料、生活物資供給に関する情報
- (キ) 保育所の休園や学校の休校等に関する情報
- (ク) 社会福祉施設等の稼動状況、受入状況に関する情報
- (ケ) 災害ごみの処理に関する情報
- (コ) その他、応急対策に必要な情報

#### エ 災害応急対策本格稼動期

- (ア) 消毒・衛生・医療救護
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 仮設住宅への入居

#### オ 復旧対策期

- (ア) 被災相談に関する情報（り災証明書の発行等）
- (イ) 生活再建に関する情報（生活再建支援制度等）
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他、復旧・復興対策に必要な情報

### 3 広報の手段

#### (1) 緊急情報伝達システムによる広報

災害の発生した区域の大小にかかわらず実施するものとし、あらかじめ用意した広報文例に従い、簡潔な広報に努める。

#### (2) 広報車による広報

災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、特に災害の危険に切迫した地域に、確実に情報を伝えるため実施する。

車両の確保については、担当部署の協力を得て広報車により実施するが、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を実施する。

#### (3) ラジオ、テレビを通じた広報

実施担当班（課）長は、佐渡市ケーブルテレビジョン（コミュニティネットワーク佐渡（C N S））を通じて災害情報等を広報する。広報にあたっては、民間CATV局の（株）佐渡テレビジョンと協力、連携し広域的に広報を行う。

また、災害対策基本法第57条の規定により、NHK新潟放送局、BSN新潟放送、NST新潟総合テレビ、TENYテレビ新潟、UX新潟TV21、FM新潟ラジオ及びFMPOR Tラジオに要請する。

なお、放送要請は、原則として県知事を通じて放送申込書に必要事項を記入の上、行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により直接、放送事業者に申込を行う。

<放送機関への放送要請を行なう場合>

放 送 申 込 書

放送要請の内容	○○地区避難勧告の放送要請	
放送事項	集中豪雨に伴い、○○時○○分に佐渡市長（佐渡市災害対策本部長）から避難勧告が出されました。	
	地区名	避難場所名 (ふりがな)
	○○地区	○○○小学校
	○○地区	○○○公民館
速やかに避難をお願いします。		
その他必要な事項	文字及びアナウンスにより放送願います。	

平成 年 月 日

新潟県県民生活・環境部防災局長 (放送関係機関) 様

佐渡市長

印

※原則として県知事を通じて放送要請を行う。

<新潟県緊急時情報伝達連絡会加盟報道機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
N H K	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	025-265-1145
B S N	新潟市中央区川岸町 3-18	025-267-3469	025-267-4410
N S T	新潟市中央区上所 1-11-31	025-249-8900	025-241-7602
T e N Y	新潟市中央区新光町 1-1	025-283-8152	025-283-8159
U X 新潟 T V 2 1	新潟市中央区下大川前通 2230-19	025-223-7009	025-223-8628
F M 新 潟	新潟市中央区八千代 2-1-1	025-246-2314	025-245-3399
F M P O R T	新潟市中央区万代 2-1-1	025-246-5190	025-246-5185

## 災害時の佐渡市ケーブルテレビジョン、株佐渡テレビジョンの放送の体制

区分	内 容
佐 渡 市 ケ ー ブ ル テ レ ビ ジ ョ ン	<p>1 情報収集</p> <p>(1) 市に設置される「災害対策本部」からの情報収集</p> <p>(2) 警察、消防本部その他防災関係機関からの情報収集</p> <p>2 放送体制</p> <p>「災害対策マニュアル」に基づき、緊急報道体制を取って放送を行う。</p> <p>3 番組編成</p> <p>災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報伝達に努める。</p>
株 佐 渡 テ レ ビ ジ ョ ン	<p>1 情報収集</p> <p>(1) 市に設置される「災害対策本部」からの情報収集</p> <p>(2) 警察署、消防本部その他防災関係機関からの情報収集</p> <p>2 放送体制</p> <p>当社「災害対策マニュアル」に基づき、緊急報道体制を取って放送を行う。</p> <p>3 番組編成</p> <p>災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報伝達に努める。</p>

### (4) その他の伝達手段

- ア 広報紙、チラシの掲示、配布
- イ 避難所への広報チームの派遣
- ウ 総合案内所、相談所の開設
- エ ホームページ、佐渡市メール

## 4 要配慮者に対する配慮

- (1) 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- (2) 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。
- (3) 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- (4) 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- (5) 自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- (6) 企業・事業所等は、観光客等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

## 5 報道機関への発表

報道機関に対しては、庁舎内に設ける臨時記者会見室において、副本部長が災害に関する情報等を発表する。

また、総務班が、被害状況など新たな情報、伝達情報（警報、勧告など）を、逐次、報道機関に対して発表、連絡する。

### (1) 佐渡記者会加盟の報道機関

社 名	所 在 地	電話・FAX
朝日新聞社佐渡支局	佐渡市両津福浦 2-240	(TEL) 27-3516 (FAX) 23-2177
新潟日報社佐渡支局	佐渡市春日 1143-9	(TEL) 27-2495 (FAX) 27-2090
読売新聞社佐渡通信部	佐渡市東大通 1205-5 サンライズ J棟	(TEL) 51-4033 (FAX) 51-4034
N H K 佐渡報道室	佐渡市長木 765	(TEL) 57-8455 (FAX) 57-8477
U X 佐渡通信部	佐渡市秋津 1638	(TEL) 23-2021 (FAX) 27-7797
B S N 佐渡通信部	佐渡市両津湊 348-6	(TEL) 58-9003 (FAX) 27-4684
N S T 佐渡通信部	佐渡市窪田 538-1	(TEL) 52-3491 (FAX) 52-3491
T e N Y 佐渡通信部	佐渡市宮川甲 543-1	(TEL) 67-7019 (FAX) 67-7486

### (2) 広報文例（市の緊急情報伝達システムを中心に）

#### ア 大雨洪水警報に関する広報案文

##### (ア) 警戒時

(チャイム) 佐渡市からお知らせします。ただいま、大雨洪水警報が発表されました。  
低地の浸水、河川の増水、土砂崩れなどに厳重に警戒してください。（繰り返し）  
以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

##### (イ) 発災時

(チャイム) 佐渡市からお知らせします。大雨の影響で市内で土砂崩れ、低地の浸水、  
河川の増水などの被害が出ています。現在、大雨洪水警報が継続中ですので、引き続き、  
厳重に警戒してください。なお、既に床上浸水している場合は漏電の恐れがありますので、至急、東北電力へご連絡ください。（繰り返し）  
以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

(ウ) 応急対策時

(サイレン) 佐渡市災害対策本部から〇〇地内の皆さんに連絡します。〇〇川が増水し（決壊し）、危険です。直ちに、〇〇〇小学校へ避難してください。（お互いに助け合って）直ちに避難してください。消防、警察の誘導に従い、落ちついて避難してください。（繰り返し）

以上、佐渡市災害対策本部かのお知らせでした。（チャイム）

(チャイム) 佐渡市災害対策本部から道路の通行止めについて連絡します。国道350号では、〇〇〇から〇〇〇まで通行止めとなっています。（繰り返し）

以上、佐渡市災害対策本部かのお知らせでした。（チャイム）

イ 台風接近等に関する広報案文

(ア) 警戒時

(チャイム) 佐渡市からお知らせします。大型で非常に強い台風〇〇号が近づいています。これから、雨や風が強くなる見込みです。火の始末や低地の浸水、土砂崩れなどに十分注意してください。（繰り返し）

以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

(イ) 発災時

(チャイム) 佐渡市からお知らせします。市内数カ所で強風による被害が発生しています。この風は、明日の朝まで続く見込みです。外出の際は、落下物などに十分注意してください。（繰り返し）

以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

ウ 火災に関する広報案文

(チャイム) 佐渡市からお知らせします。ただいま、火災警報が発令されました。空気が乾燥し、火災が起こりやすい状態です。たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。（繰り返し）

以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

エ 大雪に関する広報案文

(チャイム) 佐渡市からお知らせします。ただいま、大雪警報が発表されました。（されています。）スリップ事故や転倒事故に十分注意してください。（繰り返し）

以上、佐渡市からのお知らせでした。（チャイム）

## 第7節 避難及び避難所計画

地震及び風水害等の災害から市民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置（災害による避難のための立退き勧告及び指示、並びに避難所の設置及び避難所への収容）について、次のとおり定める。

### 1 実施機関

#### (1) 市長

ア 市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（準備情報、勧告、指示）を発令する。

イ 避難情報の伝達は、緊急情報伝達システム、サイレン、佐渡市メール、広報車など多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。

また、市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルートの手段による。

ウ 避難情報を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難情報発出前に市民が自主的に避難した場合は、必要な支援を行う。

エ 避難情報を発出した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。

#### (2) 避難等に係る実施担当班（課）は、次のとおりとする。

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部 設 置 前	防 災 管財課	防災安全係	避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示(緊急)に関すること。
	統 括 調整班	—	避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示(緊急)に関すること。
災害対策本部 設 置 後	総務班	—	① 防災行政無線、有線放送設備等及び広報車による情報伝達に関すること。 ② 町内会等との連絡調整に関すること。 ③ 人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 ④ 救援物資の受入れ管理に関すること。 ⑤ 生活必需品の調達に関すること。 ⑥ 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。

	被災者 対策班	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所の設営状況及び収容状況等の収集・整理に関すること。</li> <li>② 避難所への食料及び物資の支給計画に関すること。</li> <li>③ 避難所の設営に関すること。</li> <li>④ 避難所収容者の受付及び報告に関すること。</li> <li>⑤ 炊出しに関すること。</li> </ul>
	消防班	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防団の活動に関すること。</li> <li>② 緊急避難の勧告、指示及び誘導に関するこ と。</li> </ul>

(3) 警察官

災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条に基づき、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき、危険地域の居住者等に対し、避難のための立退きの指示をすることができる。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第 94 条に基づき、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに限り、危険を受けるおそれのある者に避難のため、立退きの指示をすることができる。

(5) 知事

災害対策基本法第 60 条第 5 項に基づき、当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のため勧告・指示をすることができる。

(6) 知事又は知事の命を受けた県職員又は水防管理者

地すべり等防止法第 25 条、又は水防法第 22 条に基づき、市民の安全を確保するため、立退きの指示をすることができる。

## 2 要配慮者に対する配慮

- (1) 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、避難準備・高齢者等避難開始発令時等、一般の市民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。
- (2) 避難にあたっては、消防本部、消防団、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら要配慮者の避難・誘導に当たる。  
また、情報の伝達漏れや避難出来ずに残っている要配慮者がいるか点検する。
- (3) 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

### 3 市民等の自主的な避難

#### (1) 自主的避難の開始

自主防災組織及び市民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市役所及び各支所等へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。

また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛けるものとする。

#### (2) 市による支援措置

市は、自主防災組織及び市民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、市民が自主的に避難してきた場合に、直ちに利用できるようとする。

市民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が支障なく避難生活を送れるよう配慮する。

### 4 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li><li>・他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li><li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がる区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li></ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>・予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li><li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(注1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(注2)を行う。</li></ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する</li><li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(注1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(注2)を行う。</li></ul>

避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月）より抜粋

(注1) 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

(注2) 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

## 5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区分	実施者	基準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	市民等の生命・身体の保護を目的	災対法第63条第1項
	警察官	市長もしくはその委任を受けてその職權を行う吏員がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	災対法第63条第2項
	自衛官	市長もしくはその委任を受けてその職權を行う吏員がいないとき。	災対法第63条第3項
水防上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	市、消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る。	水防法第14条第1項
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	水防法第14条第2項
火災現場における警戒区域設定権 及び 水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	消防職員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る。	消防法第28条第1項 消防法第36条
	警察官	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があった場合	消防法第28条第2項 消防法第36条

### (2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官または自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

### (3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて、避難所を開設して受入れる。

## 6 避難情報の発表・発令

### (1) 避難情報の実施者

区分	発令者	根拠法令	報告・通知等
準備情報	市長	避難勧告発令時に市民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	知事に報告
	知事	災害対策基本法第60条第5項 当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	告示を要する。
指示	市長	災害対策基本法第60条第1項 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立退きの必要があるとき。	知事に報告
	警察官	災害対策基本法第61条 市長が避難のための立退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	自衛隊法94条 避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がない場合に限る。	市長に通知
	知事	災害対策基本法第60条第5項 当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	告示を要する。
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条 地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第22条 洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	警察署長に通知

### (2) 避難情報の発表

避難情報を発表するときは、次の事項を明確に伝達する。

- ア 避難を必要とする地区名・集落名等
- イ 避難を必要とする危険状態
- ウ 避難場所及び避難所
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

- (ア) 家屋の戸締まりをすること。
- (イ) 火の始末をすること。
- (ウ) 携帯品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること。
- (エ) 行動しやすい服装であること。
- (オ) 消防職員、消防団員、警察官、市職員の避難誘導がある場合は、その指示に従うこと。

#### カ その他必要な事項

##### (3) 伝達方法

###### ア 町内会等への伝達

実施担当班長（所属長）は、当該地区の町内会長等に連絡し、町内等の組織を通じて市民に伝達する。なお、電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め伝達する。

###### イ 緊急情報伝達システム等による伝達

避難を必要とする地域が比較的広域にわたるとき又は緊急を要するときは、実施担当班長（所属長）は緊急情報伝達システム、佐渡市メール、ケーブルテレビ、広報車等あらゆる広報手段により伝達する。

また、コミュニティネットワーク佐渡（佐渡市）及び株式会社佐渡テレビジョンの協力を得て、避難を必要とする地域の市民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示を伝達する。

###### ウ ラジオ・テレビ等による伝達

市長は、広域にわたって避難準備・高齢者等避難開始、指示又は勧告の伝達を必要とするときは、ラジオ、テレビ等を通じて市民に伝達できるよう県知事に放送要請する。

## 7 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示発令の県等への報告

実施担当班長（所属長）は、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示を発令された場合は、その旨を県及び防災関係機関へ報告する。（資料編参照）

## 8 避難誘導

市長は、消防本部、消防団、警察署、防災関係機関、市内組織、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域住民が、安全かつ迅速に避難場所へ避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

##### (1) 避難誘導者

避難の誘導は、消防本部、消防団、警察署、防災関係機関、市内組織、自主防災組織等の協力を得て行う。

##### (2) 避難経路の表示

避難場所を関係住民に周知させるため、広報に努めることはもちろん、経路要所ごとに表示板を掲示するよう努める。

特に、危険地点には、張り縄等により危険防止をするほか、必要に応じて誘導員を配置する。

### (3) 誘導の順位

誘導員は、誘導に当たって、傷病者、老人、障害者、幼児等の要配慮者を優先的に避難させるよう努める。

## 9 避難路

避難をする場合には、その時点で最も安全な道路を使い、できる限り集団で避難する。

## 10 避難所

市は、避難準備・高齢者等避難開始発令時には、直ちに避難所を開設し、開設状況について、市民に速やかに伝達する。

避難所は、資料編（別表1）のとおりとする。

## 11 避難所の開設及び管理

### (1) 避難所の開設

避難所は、原則として市が指定した施設を使用するが、災害及び地域の状況により集会所、寺院等を避難所に充てる。この場合において、夜間、休日の避難所の鍵開けは、指定避難所については職員等が行い、その他の避難所については職員又は施設管理者が行う。

実施担当班長（所属長）は、避難場所へ避難した被災者のうち、必要とする者に対して避難所を開設する。特に、学校が避難所となった場合、避難所運営については、学校教職員の協力を得るものとするが、学校教育活動に支障とならないよう十分留意する。

### (2) 避難所開設の報告

総務班長（課長）は、避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間を県知事及び防災関係機関に報告する。

### (3) 避難所における主な活動

実施担当班長（所属長）は、次の応急対策活動を行うとともに、関係実施担当班との総合調整を行う。

- ア 避難者に対する情報伝達及び避難者からの情報収集
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 必要な食料、飲料水、日用品等の把握
- エ 避難所の管理責任者を定める。
- オ 避難所の運営に必要な資機材の整備
- カ 避難所には収容者心得等を提示し、混乱の防止に努める。
- キ トイレ、ゴミ処理等の衛生の保持
- ク 被災者の人心安定を図るための相談業務

### (4) 応援職員等の受入

- ア 総務班長（課長）は、他市町村からの応援職員受入の調整を行い、避難所に配置する。
- イ 被災者対策班は、救援ボランティアセンターと連携し、避難所運営に当たることのできるボランティアの人数を把握する。
- ウ 総務班長（課長）は、被災者対策班と調整を行い、避難所へボランティアを配置する。

## (5) 避難所運営の留意点

- ア 避難所の運営・管理に当たる職員を遅滞なく配置する。
- イ 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室を確保する。
- ウ 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。
- エ 避難者2人当たり $3.3\text{ m}^2$ のスペースが確保できるよう注意する。
- オ 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
- カ トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。
- キ テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- ク 施設の管理は、市職員、町内会、自主防災組織等と協力し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- ケ 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児などの要配慮者に配慮した運営とする。

## (6) 車中泊など指定避難所外避難者への支援

- ア 車中泊避難者及び指定避難所以外にいる避難者の状況調査

指定避難所以外の車、テント、公的施設等に避難する避難者について、町内会、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所以外にいる避難者の把握に努める。(場所、人数、支援の要否・内容等)

- イ 車中泊避難者及び指定避難所以外に避難した避難者への支援

車中泊避難者及び指定避難所以外に避難した避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

- (ア) 新たな避難先の提供(避難施設、テント、ユニットハウスなど)

- (イ) 食糧・物資の供給

- (ウ) 避難者の健康管理、健康指導

- (エ) 避難者支援のため、地区支部を通じての連絡体制の構築

- ウ エコノミークラス症候群の予防

過去の大災害では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。

このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

- (ア) 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

- (イ) 十分にこまめに水分を取る。

- (ウ) アルコールを控える。できれば禁煙する。

- (エ) ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。

- (オ) かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもむ。

- (カ) 眠るときは足をあげる。

- (キ) その他必要事項

## (7) 要配慮者への配慮

- ア 避難所施設内のバリアフリー化に努める。

イ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、情報環境に配慮する。

ウ 保健師・看護師等の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所に努める。

(8) 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(9) 避難所予定施設への物資等の配置

避難所で使用する物資は、必要に応じて近隣の防災倉庫又は防災備蓄倉庫等から運搬する。

## 12 トイレ対策

(1) 備蓄携帯トイレ、組立トイレ

ア 避難者の概数を把握する。

イ 避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。

ウ 避難所等で不足するトイレを他の保管場所から回送又は県からの緊急供給で補う。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品

ア 避難所等に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。

イ 仮設トイレのレンタル供給を依頼する。

ウ 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

(3) 義援物資の配布

ア 市へ送付された救援物資を受入・保管する。

イ 避難者の物資需要を把握し、避難者に物資を配布する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所等に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する。

イ 避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(5) 快適な利用の確保

ア 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理型トイレを設置する。

オ トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

## 13 入浴対策

### (1) 公衆浴場の再開支援

- ア 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。
- イ 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。
- ウ 被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

### (2) 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

### (3) 旅館組合等への協力要請

市内の旅館組合等への協力要請を行う。市の能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

### (4) 要配慮者に対する配慮

- ア 入浴施設までの交通手段の確保
- イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

## 14 冬期間の避難対策

### (1) 避難路の確保

積雪地域では、避難路の通行が不可能となることが想定されるため、市は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努める。

### (2) 冬季避難場所の確保

グラウンド等屋外施設は、冬季においては避難場所として使用できないことが想定されるため、こうした事態が発生した際には、市は、防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努める。

### (3) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

## 15 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示の解除の公示及び県等への報告

総務班長（課長）は、避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示が解除された場合は、その旨を本節6(3)の伝達方法に準じて市民に周知するとともに、県及び防災関係機関へ報告する。

## 16 整備書類

実施担当班長（所属長）は、次の書類帳簿等を整備する。

- (1) 従事者名簿〔災害様式3〕
- (2) 日記〔災害様式4〕
- (3) 生活必需品受払簿〔災害様式5〕

- (4) 避難収容者名簿〔災害様式6〕
- (5) 食品給与簿〔災害様式7〕
- (6) 食品、飲料水受払簿〔災害様式8〕
- (7) 生活必需品受領書〔災害様式9〕
- (8) 救助実施記録日計票（災害救助法第8号様式）
- (9) 避難所設置費（災害救助法第9号様式）
- (10) 支払関係証拠書類

## 17 防災を特に必要とする施設の避難対策

次に掲げる施設の管理者等は、居住者、利用者等を安全に避難させるため、防災責任者を定めるとともに避難計画を策定し、災害時の人命の安全確保に努めるものとする。

- ・学校 　・幼稚園 　・保育園 　・病院 　・老人ホーム 　・心身障害者施設 　・中高層建築物
- ・大規模小売店 　・興行場 　・ホテル 　・旅館 　・公共交通機関ターミナル
- ・その他不特定多数の者が利用する施設



## 第20節 要配慮者の応急対策

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にあることから、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等の協力を得て安否確認及び避難体制を確立するほか、避難生活状況の確認体制を確保し、災害時の安全対策について次のとおり定める。

### 1 実施担当班（課）

#### (1) 被災者名簿作成等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部 設 置 前	市民生活課	戸籍係	1 被災者の名簿作成に関する事。 2 市登録外国人被災者の名簿作成に関する事。
	被災者対策班	—	3 行方不明者の名簿作成に関する事。

#### (2) 要配慮者対策に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	班（室）	担当内容
災害対策本部 設 置 前	社会福祉課	地域福祉係	1 避難行動要支援者名簿登録者の被災調査及び救護・相談に関する事。
	高齢福祉課 健康推進室	高齢福祉係 健康増進係 〃 保 健 係	2 乳幼児、妊産婦、外国人の被災調査及び救護・相談に関する事。
災害対策本部 設 置 後	被災者対策班	—	

### 2 実施要領

#### (1) 災害情報の伝達

本章第6節「広報計画」によるもののほか、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等の協力を得て直接訪問し、災害情報の的確な伝達に努める。

#### (2) 自主防災組織等の協力

災害発生時においては、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等は協力して要配慮者の安全確保に努める。

#### (3) 避難・救護対策

##### ア 安否確認

実施担当班長（所属長）は、災害発生により、あらかじめ登録された避難行動要支援者に対し、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等を通じ安否の確認を行う。

また、各実施担当班（課）と連携し、要配慮者の避難状況を確認する。なお、要配慮者の把握は、発災後48時間以内に把握できるよう努める。

#### イ 避難及び救護

実施担当班長（所属長）は、災害により避難が必要となった場合において、あらかじめ登録された避難行動要支援者に対し、自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会長、近隣住民等の協力を得て、担架等による避難及び救護を行う。

#### (4) 被災した要配慮者の措置

実施担当班長（所属長）は、被災した要配慮者の措置について、避難所での支援、施設への緊急入所、自宅への支援、身内による引取り等連絡調整にあたる。

また、適切な支援ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活支援及び健康の管理にあたる。

### 3 避難所においての要配慮者への対策

#### (1) 実態把握

実施担当班長（所属長）は、要配慮者を対象とした実態調査を実施し、実態を速やかに把握するよう努める。

#### (2) 健康状態の把握

実施担当班長（所属長）は、実態調査により把握した高齢者や障害者等を対象として健康調査を実施する。

#### (3) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談の実施

実態調査により把握した要配慮者に対しては、医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。

#### (4) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

実施担当班長（所属長）は、保健所長が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設等を定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活支援及び健康の管理にあたる。

#### (5) 情報機器等の設置

聴覚障害者や視覚障害者等の避難している避難所に対して、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビやファックス、ラジオ等の機器を設置するよう努める。

#### (6) 手話奉仕員等の派遣

実態調査により手話通訳等を必要とする収容避難所に対しては、ボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を体制が整い次第、派遣する。

#### (7) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等

実施担当班長（所属長）は、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障害者やその家族等からの申し出により速やかに対応するものとする。

#### (8) 二次避難所への搬送

健康調査の結果、収容避難所での生活が困難な要配慮者については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院等に緊急一時入所や緊急入院のための搬送を実施する。

## 4 社会福祉施設等が行う対策

### (1) 施設への事前避難

風水害等の災害が発生するおそれがあるために避難の勧告・指示が出された場合、施設長は直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行うものとする。

#### ア 安否確認と安全確認

施設長は、直ちに防災活動隊を編成し職員による入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努める。

また、救護が必要な人を発見した場合は、直ちに救護活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。なお、状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置を取るものとする。

#### イ 避難場所の確保と避難誘導

施設長は、避難場所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適正な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。

特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域住民や自主防災組織の協力が得られるように努める。

#### ウ 被災報告等

施設長は、入所者の安否や所在及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。

また、保護者とも連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

#### エ 緊急入所の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。

また、受入施設におけるマンパワーの確保に努める。

### (2) 高齢者、障害者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設長は、実施担当班長（所属長）から収容避難所や自宅での生活が困難となった高齢者や障害者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障害者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受け入れを行う。

### (3) 施設設備の開放

施設長は、災害時に浴室や食堂、医務室等、利用可能な施設設備を地域住民に開放するものとする。

## 5 施設が使用不能となった場合の対応

施設長は、災害時に施設設備が使用不能となった場合、入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設へ移送または保護者等の同意を得て自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡し、再開までの間、自宅学習とする。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

